

県内市町村の健全化判断比率及び資金不足比率について

平成29年度決算に基づいて算定された県内市町村の健全化判断比率及び資金不足比率は、次のとおりです。

健全化判断比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の**4指標とも、早期健全化基準以上である市町村はありませんでした。**

資金不足比率についても、**経営健全化基準以上である公営企業はありませんでした。**

1 健全化判断比率及び資金不足比率の状況

(1) 健全化判断比率

区分	本県市町村	早期健全化基準	財政再生基準	解説
実質赤字比率	—	財政規模に応じ 11.25～15%	20%	一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
連結実質赤字比率	—	財政規模に応じ 16.25～20%	30%	全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
実質公債費比率	最高で 16.2%	25%	35%	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
将来負担比率	最高で 127.2%	350%	—	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

ア 実質赤字比率・連結実質赤字比率

県内全市町村において実質赤字及び連結実質赤字は生じていない。

イ 実質公債費比率

前年度と比較し、33市町村中17市町村で比率が改善しているが、14市町村で悪化しており、県平均(単純平均)では0.1ポイント上昇している(H28決算 10.4%→H29決算 10.5%)。

なお、地方債発行に当たり知事の許可を要する18%以上の団体はない。

ウ 将来負担比率

前年度と比較し、12市町村で比率が改善しているが、14市町村で悪化しており、県平均(単純平均)では0.3ポイント減少している(H28決算 47.5%→H29決算 47.2%)。

なお、平成23年度に交付している東日本大震災津波復興基金市町村交付金(以下「復興基金」という。本県市町村分210億円)は、将来の復興財源の一部を一括で交付したものであることから、当該交付金を除外して計算した場合においても、将来負担比率は県平均(単純平均)で48.1%となり、前年度と比較し0.6ポイント減少している。

(2) 資金不足比率

区分	本縣市町村	経営健全化基準	財政再生基準	解説
資金不足比率	1市 (1特別会計)	20%	—	公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

全ての公営企業（133特別会計）で経営健全化基準（20%以上）を下回っているが、1市1特別会計で資金不足（盛岡市 病院事業：3.0%）が生じている。

2 内陸・沿岸市町村別の比率

(1) 実質公債費比率

内陸市町村では同水準を維持しているが、沿岸市町村では上昇している。

(2) 将来負担比率

内陸市町村では改善しているが、沿岸市町村では上昇している。

沿岸市町村においては0.1ポイントの上昇となったが、復興基金を除いた場合でも5市町村で将来負担比率が計上されない等、良好な数値となっている。

	実質公債費比率 (%)			将来負担比率 (%)					
	H30 (A)	H29 (B)	A - B	H30 (A)	復興基金除き(A')	H29 (B)	復興基金除き(B')	A - B	A' - B'
内陸	10.5	10.5	-	59.0	(59.0)	59.5	(59.5)	△0.5	(△0.5)
沿岸	10.6	10.4	0.2	26.5	(28.9)	26.4	(29.9)	0.1	(△1.0)
県全体	10.5	10.4	0.1	47.2	(48.1)	47.5	(48.7)	△0.3	(△0.6)

※ 内陸市町村：沿岸市町村を除く21市町村

沿岸市町村：宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村及び洋野町の12市町村

健全化判断比率の状況

(1) 実質赤字比率

市町村名	実質赤字比率 (%)			
	H30 (H29決算)	H29 (H28決算)	H30 早期健全 化基準	H30 財政再生 基準
盛岡市	-	-	11.25	20.00
宮古市	-	-	12.61	
大船渡市	-	-	13.19	
花巻市	-	-	11.89	
北上市	-	-	12.31	
久慈市	-	-	13.11	
遠野市	-	-	13.20	
一関市	-	-	11.44	
陸前高田市	-	-	14.17	
釜石市	-	-	13.30	
二戸市	-	-	13.35	
八幡平市	-	-	13.07	
奥州市	-	-	11.61	
滝沢市	-	-	13.25	
雫石町	-	-	14.31	
葛巻町	-	-	15.00	
岩手町	-	-	14.84	
紫波町	-	-	13.69	
矢巾町	-	-	14.22	
西和賀町	-	-	15.00	
金ヶ崎町	-	-	14.82	
平泉町	-	-	15.00	
住田町	-	-	15.00	
大槌町	-	-	15.00	
山田町	-	-	15.00	
岩泉町	-	-	14.62	
田野畑村	-	-	15.00	
普代村	-	-	15.00	
軽米町	-	-	15.00	
野田村	-	-	15.00	
九戸村	-	-	15.00	
洋野町	-	-	14.12	
一戸町	-	-	14.95	
平均(単純)	-	-	13.89	-

(2) 連結実質赤字比率

市町村名	連結実質赤字比率 (%)			
	H30 (H29決算)	H29 (H28決算)	H30 早期健全 化基準	H30 財政再生 基準
盛岡市	-	-	16.25	30.00
宮古市	-	-	17.61	
大船渡市	-	-	18.19	
花巻市	-	-	16.89	
北上市	-	-	17.31	
久慈市	-	-	18.11	
遠野市	-	-	18.20	
一関市	-	-	16.44	
陸前高田市	-	-	19.17	
釜石市	-	-	18.30	
二戸市	-	-	18.35	
八幡平市	-	-	18.07	
奥州市	-	-	16.61	
滝沢市	-	-	18.25	
雫石町	-	-	19.31	
葛巻町	-	-	20.00	
岩手町	-	-	19.84	
紫波町	-	-	18.69	
矢巾町	-	-	19.22	
西和賀町	-	-	20.00	
金ヶ崎町	-	-	19.82	
平泉町	-	-	20.00	
住田町	-	-	20.00	
大槌町	-	-	20.00	
山田町	-	-	20.00	
岩泉町	-	-	19.62	
田野畑村	-	-	20.00	
普代村	-	-	20.00	
軽米町	-	-	20.00	
野田村	-	-	20.00	
九戸村	-	-	20.00	
洋野町	-	-	19.12	
一戸町	-	-	19.95	
平均(単純)	-	-	18.89	-

* 早期健全化基準は、標準財政規模により算定するため、市町村によってその値が異なること。

(3) 実質公債費比率

・ 地方債の許可制移行基準	18%
・ 早期健全化基準	25%
・ 財政再生基準	35%

(4) 将来負担比率

・ 早期健全化基準	350%
-----------	------

市町村名	実質公債費比率 (%)		
	H30(A) (H27~29 決算の平均値)	H29(B) (H26~28 決算の平均値)	(A)-(B)
盛岡市	9.5	9.6	△ 0.1
宮古市	10.7	11.4	△ 0.7
大船渡市	10.8	10.6	0.2
花巻市	9.8	9.9	△ 0.1
北上市	15.5	15.5	-
久慈市	13.9	13.9	-
遠野市	13.3	13.5	△ 0.2
一関市	11.6	11.9	△ 0.3
陸前高田市	14.2	13.7	0.5
釜石市	12.8	13.1	△ 0.3
二戸市	11.4	11.1	0.3
八幡平市	12.7	10.9	1.8
奥州市	16.2	16.0	0.2
滝沢市	7.2	7.5	△ 0.3
雫石町	7.7	8.9	△ 1.2
葛巻町	5.4	5.0	0.4
岩手町	10.6	11.6	△ 1.0
紫波町	14.5	13.8	0.7
矢巾町	13.6	14.3	△ 0.7
西和賀町	9.0	8.5	0.5
金ヶ崎町	15.4	16.0	△ 0.6
平泉町	9.1	9.3	△ 0.2
住田町	6.1	5.9	0.2
大槌町	9.8	9.9	△ 0.1
山田町	8.4	8.7	△ 0.3
岩泉町	8.7	6.7	2.0
田野畑村	8.2	8.6	△ 0.4
普代村	11.2	11.5	△ 0.3
軽米町	8.9	9.0	△ 0.1
野田村	6.9	6.4	0.5
九戸村	4.5	3.8	0.7
洋野町	11.0	9.9	1.1
一戸町	7.7	7.5	0.2
平均(単純)	10.5	10.4	0.1

<内陸・沿岸別平均(単純)>

内陸	10.5	10.5	-
沿岸	10.6	10.4	0.2

市町村名	将来負担比率 (%)					
	H30(A) (H29決算)	H30(A') 復興基金を 除く	H29(B) (H28決算)	H29(B') 復興基金を 除く	(A)-(B)	(A')-(B')
盛岡市	64.2	(64.2)	68.6	(68.6)	△ 4.4	(△ 4.4)
宮古市	26.5	(38.6)	21.6	(30.9)	4.9	(7.7)
大船渡市	95.0	(99.5)	113.0	(119.4)	△ 18.0	(△ 19.9)
花巻市	95.8	(95.8)	99.6	(99.6)	△ 3.8	(△ 3.8)
北上市	53.5	(53.5)	63.6	(63.6)	△ 10.1	(△ 10.1)
久慈市	120.1	(120.2)	132.9	(133.3)	△ 12.8	(△ 13.1)
遠野市	76.3	(76.3)	73.3	(73.3)	3.0	(3.0)
一関市	86.6	(86.6)	94.9	(94.9)	△ 8.3	(△ 8.3)
陸前高田市	-	-	-	-	-	-
釜石市	9.0	(14.0)	6.7	(13.4)	2.3	(0.6)
二戸市	42.5	(42.5)	42.4	(42.4)	0.1	(0.1)
八幡平市	8.6	(8.6)	6.4	(6.4)	2.2	(2.2)
奥州市	114.4	(114.4)	111.4	(111.4)	3.0	(3.0)
滝沢市	66.8	(66.8)	71.8	(71.8)	△ 5.0	(△ 5.0)
雫石町	47.6	(47.6)	45.8	(45.8)	1.8	(1.8)
葛巻町	-	-	-	-	-	-
岩手町	43.6	(43.6)	48.5	(48.5)	△ 4.9	(△ 4.9)
紫波町	127.2	(127.4)	121.7	(121.9)	5.5	(5.5)
矢巾町	126.1	(126.1)	123.2	(123.2)	2.9	(2.9)
西和賀町	73.1	(73.1)	61.9	(61.9)	11.2	(11.2)
金ヶ崎町	22.9	(22.9)	30.9	(30.9)	△ 8.0	(△ 8.0)
平泉町	57.0	(57.0)	48.9	(48.9)	8.1	(8.1)
住田町	-	-	-	-	-	-
大槌町	-	-	-	-	-	-
山田町	19.8	(27.9)	5.9	(25.0)	13.9	(2.9)
岩泉町	20.0	(20.0)	-	-	20.0	(20.0)
田野畑村	-	-	-	-	-	-
普代村	-	-	3.8	(4.2)	△ 3.8	(△ 4.2)
軽米町	87.0	(87.0)	83.5	(83.5)	3.5	(3.5)
野田村	-	-	-	-	-	-
九戸村	-	-	-	-	-	-
洋野町	27.0	(27.0)	33.1	(33.1)	△ 6.1	(△ 6.1)
一戸町	46.6	(46.6)	52.5	(52.5)	△ 5.9	(△ 5.9)
平均(単純)	47.2	(48.1)	47.5	(48.7)	△ 0.3	(△ 0.6)

<内陸・沿岸別平均(単純)>

内陸	59.0	(59.0)	59.5	(59.5)	△ 0.5	(△ 0.5)
沿岸	26.5	(28.9)	26.4	(29.9)	0.1	(△ 1.0)

* 内陸市町村: 次の沿岸市町村を除く21市町村
 沿岸市町村: 宮古市, 大船渡市, 久慈市, 陸前高田市, 釜石市, 大槌町, 山田町, 岩泉町, 田野畑村, 普代村, 野田村及び洋野町の12市町村

資金不足比率の状況

- ・ 地方債の許可制移行基準 10%
- ・ 経営健全化基準 20%

市町村・ 一部事務組合名	H30 公営企業数	H30 (%) (H29決算)	H29 (%) (H28決算)
盛岡市	6	病院事業会計 3.0	
宮古市	7		
大船渡市	5		
花巻市	3		
北上市	5		
久慈市	4		
遠野市	4		
一関市	7		
陸前高田市	4		
釜石市	5		
二戸市	4		
八幡平市	5		
奥州市	7		
滝沢市	3		
雫石町	3		
葛巻町	3		
岩手町	3		
紫波町	1		
矢巾町	3		
西和賀町	5		
金ヶ崎町	2		
平泉町	4		
住田町	2		
大槌町	3		
山田町	3		
岩泉町	3		
田野畑村	3		
普代村	3		
軽米町	2		
野田村	5		
九戸村	4		
洋野町	6		
一戸町	4		
市町村小計	131	1公営企業	
奥州金ヶ崎行政事務組合	1		
岩手中部水道企業団	1		
合計	133	1公営企業	

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

1 この法律による制度

- ・ 地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表
- ・ 当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定

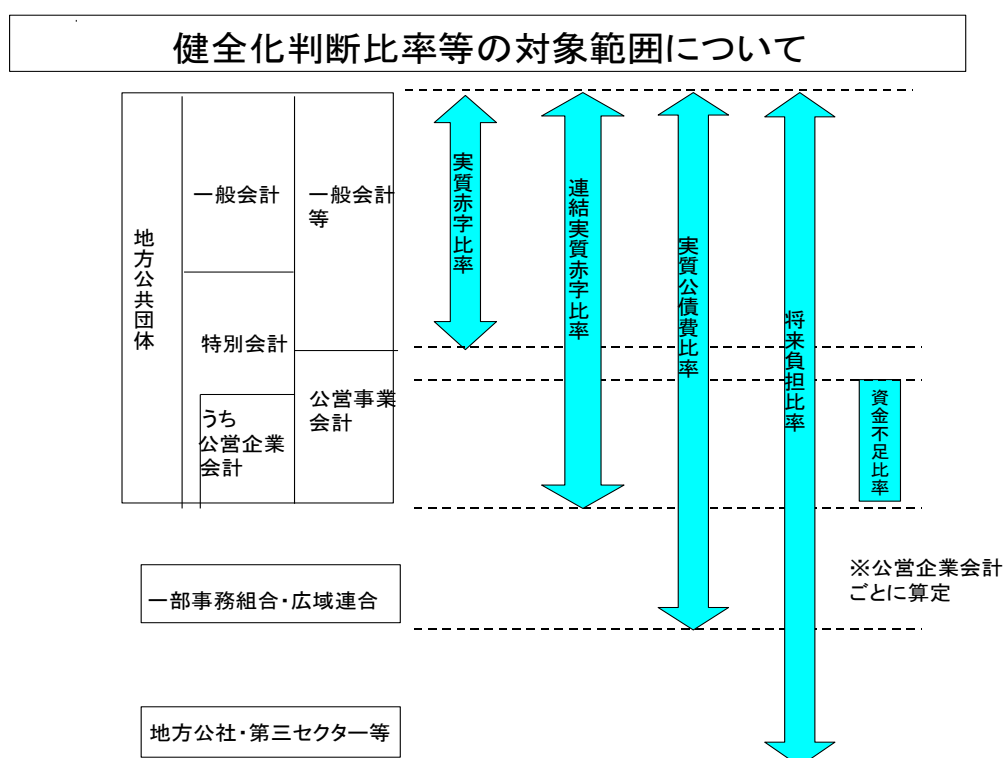
→ 当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することが目的

2 施行について

平成 20 年 4 月 1 日 …… 健全化判断比率等の算定義務（公表）に関する規定施行

平成 21 年 4 月 1 日 …… 本格施行

健全化判断比率等の算定の結果、早期健全化基準等を超えた場合には、個別外部監査、財政健全化計画等の作成及び公表、実施状況の公表等が義務付けられたこと。



【参考：用語解説】

実質赤字比率：一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合

$$\text{実質赤字比率（％）} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

連結実質赤字比率：全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する割合

$$\text{連結実質赤字比率（％）} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：アとイの合計額がウとエの合計額を超える場合の当該超える額
 - ア 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - イ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ウ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - エ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

実質公債費比率：一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合

$$\text{実質公債費比率（％）} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－}}{\text{（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \text{－}$$

$$\text{（3か年平均）} \quad \frac{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

- ・ 準元利償還金：アからオまでの合計額
 - ア 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - イ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ウ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - オ 一時借入金の利子

将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合

$$\text{将来負担比率（％）} = \frac{\text{将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \text{＋}$$

$$\text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}$$

- ・ 将来負担額：次のアからコまでの合計額

- ア 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - イ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
 - ウ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - エ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - オ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - カ 地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - キ 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ク 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ケ 連結実質赤字額の合算額
 - コ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額の合算額
- ・ 充当可能基金額：アからクまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

資金不足比率：公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する割合

$$\text{資金不足比率（％）} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・ 資金の不足額

法適用企業：（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高
－流動資産）－解消可能資金不足額

法非適用企業：（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために
起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事業がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

・ 事業の規模

法適用企業： 営業収益の額－受託工事収益の額

法非適用企業： 営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。

標準財政規模：地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもの

$$\text{標準財政規模} = \left[\text{基準財政収入額} - \left[\text{地方譲与税} + \text{特例交付金} + \text{交通安全対策特別交付金} \right] \right] \times 100/75$$

＋ 地方譲与税＋特例交付金＋交通安全対策特別交付金＋普通交付税（臨時財政対策債を含む）